



給水の開始について（第3報）

市内全域の給水を順次開始します。
(水道施設の被災等により引き続き断水となる地区を除きます。)

平成30年7月6日(金)の豪雨による広島県水道施設の被災に伴い、次の地区については7日(土)12時から給水を中断していましたが、施設の復旧作業が終了し、水道管への充水作業を開始しました。

1 給水開始日・対象地区

ご家庭等で水道が使用可能となる見込みは次のとおりです。

○7月14日(土)

阿賀・広地区(低地部)

○7月15日(日)

阿賀・広地区(高地部)、仁方地区(低地部)、宮原地区、
中央地区(高地部)、警固屋地区(低地部)

○7月16日(月)

仁方地区(高地部)、川尻地区(小仁方地区)

○7月17日(火)

下蒲刈地区、蒲刈地区、警固屋地区(高地部)、音戸地区(南部)
倉橋地区(北部)

○7月18日(水)

音戸地区(北部)、倉橋地区(南部)

○7月19日(木)

倉橋町大迫地区、倉橋町鹿島地区

※使用可能となる日は、水道施設(配水池、水道管等)やお住いの地域の状況により、1日から2日程度前後することがあります。

2 注意事項

使用開始当初は、水に「にごり」がありますので飲み水以外に使用してください。
節水にご協力ください。

3 その他

水道施設の被災等により、引き続き断水となる場合があります。